

埼玉県電子入札共同システム

令和5・6年度 建設工事請負等競争入札参加資格審査 申請の手引

業種入替第1回

受付期間

令和5年**7月3日**(月)から

令和5年**7月14日**(金)まで

申請方法

郵送による申請

(受付最終日の消印有効、持参不可)

郵便窓口の営業時間に御注意ください。

【書類提出・問合せ先】

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当(工事)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話: 048-830-5771(土日祝日除く)

FAX: 048-830-4914

目 次

申請の流れ	1 ページ
第 1 章 業種入替について	2 ~ 3 ページ
第 2 章 申請要件について	4 ~ 6 ページ
第 3 章 申請の受付について	7 ~ 10 ページ
第 4 章 審査結果の確認方法について	11 ~ 15 ページ
第 5 章 名簿登載後の注意事項について	16 ~ 18 ページ
別表 1 建設工事業種コード	19 ~ 24 ページ
別表 2 業種入替第 1 回参加自治体問合せ先	25 ページ
申請書提出前に確認してください	26 ページ

= 別 冊 =

- < 別冊 1 > チェックリスト一覧
- < 別冊 2 > 添付書類一覧
- < 別冊 3 > 申請書・添付書類 様式集
- < 別冊 4 > 申請書・添付書類 記入例及び記載事項

**別冊 1 ~ 4 は、この手引とは別の電子ファイルです。
別途ダウンロードしてご覧ください。**

申請の流れ

申請に必要な資格等の確認

参加自治体、資格要件等を確認してください。(2～6ページ参照)

申請書類の準備

次の書類を準備してください。(7～9ページ参照)

申請書 添付書類(共通書類(1部)) 添付書類(自治体別書類)
チェックリスト

申請書類のまとめ

チェックリストを先頭にして、チェックリストに記載されている順番で書類を重ねてください。共通書類はダブルクリップで、自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキスで留めてください。

書類の提出

提出期限 **令和5年7月14日(金)**

チェックリストを先頭にし、**チェックリストに記載されている順番**で書類を重ねてください。共通書類はダブルクリップで、自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキスで留めてください。

受付最終日のポストへの投函、郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性がありますので、御注意ください。

申請する全ての自治体への申請書類を**共同受付窓口(埼玉県入札審査課)へ、書留等で郵送**してください。(書類到達が確認できるようにするためです。)

申請書類は**信書**に該当します。**メール便(ゆうメール等)、宅配便(ゆうパック、宅配便等)では受付できません。**

注1 書類到達の確認等の問合せには、対応しません。

注2 書類作成等について、対面での相談を行いません。

注3 書類收受の確認印を希望する場合 (9ページ参照)

各自治体の審査

受付後 ~ 令和5年8月末

申請書類を、共同受付窓口及び各自治体で審査します。(7ページ参照)

審査結果のお知らせ

令和5年9月

(1) 審査結果は、令和5年9月1日以降にシステムで確認してください。

(11～15ページ参照)

(2) 通知等の郵送は行いません。

入札参加資格の有効期間

令和5(2023)年9月1日 ~ 令和7(2025)年3月31日

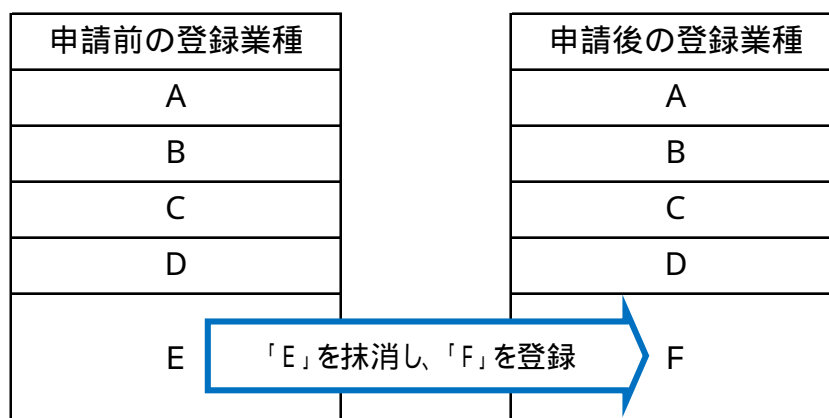
第1章 業種入替について

1. 業種入替とは

業種入替とは、例えば、A・B・C・D・Eの5業種を登録している事業者が「E」を抹消することによって、新たに「F」の入札参加資格審査を受けることができるようになるものです。

例) 埼玉県に5業種を登録している事業者が業種入替を申請する場合

(業種「E」を抹消し、業種「F」を登録する。)



2. 業種入替第1回の受付対象自治体

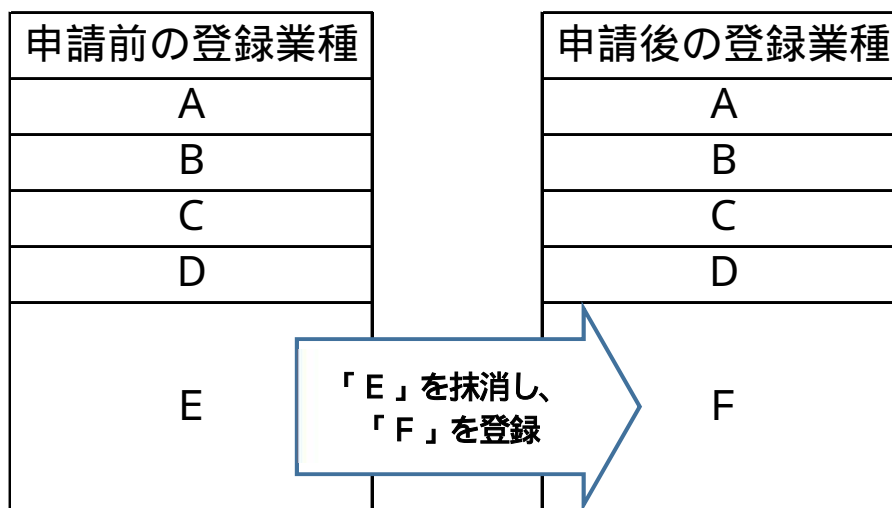
「 」のついている自治体が、今回の受付対象です。(今回は19自治体を実施します。)

埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市
羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市
久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町
三芳町	毛呂山町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	美里町
神川町	上里町	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏水道企業団	戸田競艇企業団	秩父広域市町村圏組合	埼玉西部消防組合				

3. 申請に関する注意点

登録業種を入れ替える際、入替対象業種を「抹消」します。

その後、新しい業種が登録されるまで、約1か月かかります。



「E」を抹消した後、「F」の登録が有効となるまでの約1か月、申請者は、「E」と「F」を入札参加要件とする入札に参加できません。

第2章 申請要件について

1. 申請対象者について

業種入替を申請できる事業者は、次の2点を満たしている者です。

- (1) 申請する自治体に対して5業種申請している
- (2) 申請する事業所で申請する自治体の入札参加資格を得ている

2. 申請できる業種について

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。また、同一自治体内では、他の事業所で申請した業種を重ねて申請はできません。

3. 入替後に登録できる業種について

入替後に登録できる業種は、申請日時点で次の2点を満たしている業種です。

- (1) 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている

代理人を置く事業所で申請する場合は、その事業所で許可を受けている

- (2) 申請する業種について、建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

申請日現在で再審査による経営事項審査の総合評定値通知を受けている場合は、再審査による通知のみ有効となります。

申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。

なお、入れ替えることができる業種の数に制限は設けません。

建設業の許可、経営事項審査に関する問合せ先

- ・ 埼玉県内のみ事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話：048-830-5176

審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

- ・ 2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 電話：048-601-3151

4. 受注希望工事に関する申請者の資格について

次に掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。この他の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

(1) 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等(1)	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

埼玉県内にのみ営業所がある場合

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話: 048-830-8435

加須市・久喜市・日高市、吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合
窓口が市になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。

2 以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話: 048-600-0388(代)

2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 電力安全課

電話: 03-3501-1742

(2) 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」(「表面」と「裏面」)(2) (届出書の記載事項に変更がある場合はあわせて)「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(2))	埼玉県知事

2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話: 048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

(3) 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、AI第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の資格者証	

令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会

<https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

(4) 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

第3章 申請の受付について

1. 共同受付窓口への申請について

共同受付参加自治体への競争入札参加資格審査申請は、埼玉県総務部入札審査課に設置された共同受付窓口において受付し、共通書類及び一部の自治体別書類を審査します。その後、各自治体が個別の審査を実施します。

(1) 申請の単位

「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「事業所単位（本店・支店・営業所等）」で申請してください。

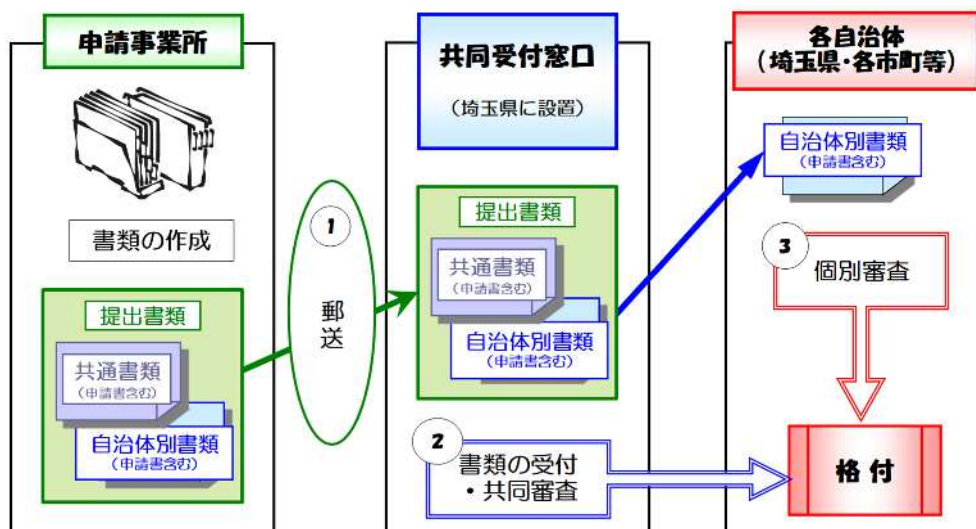
(2) 審査及び申請書類の流れ

ア 全ての申請書類を、共同受付窓口（埼玉県入札審査課）へ郵送してください。

イ 提出された書類は、第1段階として共同受付窓口が審査します。

ウ 第2段階として、各自治体が個別に審査を実施します。

（各自治体の個別の審査は、申請先自治体固有の基準により実施します。）



2. 申請の方法

(1) 「共通書類（1部）」及び「自治体別書類（申請自治体毎に1部ずつ必要）」を、一括して共同受付窓口（埼玉県入札審査課）に郵送してください。申請する自治体へ直接送付しないでください。

(2) チェックリスト（別冊1 チェックリスト参照）を先頭とし、チェックリストに記入された順番に書類を重ね、共通書類はダブルクリップで、自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキス等で留めてください。

- (3) 申請書類は信書に該当します。信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。持参による提出はできません。申請書を複数のレターパック等に分割して郵送する場合は、1/2、2/2等と記入して、通数がわかるようにして郵送してください。
- (4) 封筒の表に「工事（業種入替）申請書類在中」と赤で記載してください。
- (5) 申請書類の送付先

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1
埼玉県 総務部 入札審査課 共同受付窓口 (工事)

更新申請や変更申請と異なりシステムでの申請はできません。

申請書類の詳細は、別冊1チェックリストを参照してください。

(6) 申請の対象とならない場合

既にシステムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録の変更を希望される場合は「事業所間の契約権限の変更（一部変更）」となり、書面による変更申請の手続きとなります。業種入替の対象とはなりません。

	令和5・6年度登録 (申請日現在)	申請の内容	申請内容の区分
例	A事業所(支店)で『建設工事』の「土木、建築」に登録あり	B事業所(支店)へ「土木」の登録を変更したい	申請できません

「事業所間の契約権限の変更（一部変更）」については、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等） > 工事等 / 変更申請（書面による変更）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

3. 申請の受付期間

令和5年7月3日（月）～ 令和5年7月14日（金）受付最終日までの消印有効

受付期限までに書類が到着しても、書類に不備、不足がある場合は申請を受理できません。

提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

4. 申請に当たっての注意事項

(1) 申請前の変更

令和5・6年度名簿に登録後、業種入替の申請日までに登録内容に変更(変更申請の対象となっている事項)があった場合は、先に変更申請の手続が完了しないと業種入替の申請ができません。変更申請の手続を終えてから申請してください。

変更申請はシステムで行うことができます。変更申請の手続は2週間程度かかりますので、受付期間に間に合うよう御注意ください。

手続方法は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ>電子入札総合案内>入札参加資格申請(工事等)>変更申請
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-system.html>

(2) その他注意事項

ア 申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消されることがあります。

イ 申請書類の提出はそれぞれ1部ですが、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、写しを保管してください。

ウ 申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求められる場合があります。一定期間内に提出されない場合、申請を受理できないこともありますので、御注意ください。

エ 申請書類提出後は、申請希望自治体や入替業種の追加又は変更はできません。

オ 提出された書類は返却できません。

カ 書類收受の確認を御希望の方は、返送先を明記したハガキ(63円切手貼付・裏面未記入)を1事業所につき1枚のみ同封してください。また、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ(料金不足も含みます)の場合、返送しません。なお返送先が行政書士の場合は事業所名等を明記してください。ただし、申請先自治体が複数あっても確認印の返送は1枚のみです。

キ 書類作成等に関する対面相談は行いません。

5. 入札参加資格審査の審査基準日について

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を指します。

総合評定値通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。

- ・ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合、申請できません。
- ・ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合、前年度の通知書は使用できません。

埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県県土整備部建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

6. 審査結果について

令和5年9月1日(金)から競争入札参加資格申請受付システムで申請自治体の「審査結果通知書」が確認できます。

審査結果の確認方法は、第4章を参照してください。なお、審査結果通知書の郵送は行いません。

7. 電子証明書について

今回の申請に、電子証明書は必要ありません。

ただし、電子入札システムで入札案件に参加する場合は必要となりますので、詳しくは次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備のサイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html>

【 電子入札を始めるための準備に関する問合せ先 】

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話：048-830-2263 (直通)

受付時間(平日): 8:30 ~ 17:00

第4章 審査結果の確認方法について

1 最初に Microsoft Edge の設定をする

使用するパソコンのブラウザは、Microsoft Edge を利用してください。他のブラウザ（Google Chrome 等）は正常に動作しません。システムの利用の前に、Microsoft Edge の設定が必要です。次の（1）～（3）の方法で設定してください。

（1）埼玉県ホームページを開き、「[電子入札総合案内](#)」をクリックしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>



電子入札総合案内をクリック

（2）「Microsoft Edge の設定」をクリックしてください。



Microsoft Edge の設定をクリック

（3）開いたページ「Microsoft Edge の設定」に従い、必要なパソコンの設定をしてください。

パソコンの設定、操作やシステムに関する問合せ先

埼玉県電子入札ヘルプデスク

電話：048-830-2263（直通）

受付時間：（平日）8：30～17：00

2 システムにログインする (1)

(1) 埼玉県ホームページを開き、「[電子入札総合案内](https://www.pref.saitama.lg.jp/)」をクリックしてください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Saitama Prefecture with a search bar and various service icons. The icon for '電子入札総合案内' (E-bidding Comprehensive Guide) is circled in red. A red arrow points from this icon to a red-bordered box containing the text '「電子入札総合案内」をクリック' (Click 'E-bidding Comprehensive Guide').

(2) 「競争入札参加資格申請受付システム」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'システム入口' (System Entrance) page. A table lists three systems. The '競争入札参加資格申請受付システム' (Competitive Bidding Participant Qualification Application System) is circled in red. A red arrow points from this system name to a red-bordered box containing the text '「競争入札参加資格受付システム」をクリック' (Click 'Competitive Bidding Participant Qualification System').

入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
<ul style="list-style-type: none">発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧入札結果の閲覧発注見直し情報（工事等）の閲覧競争入札参加資格者名簿の閲覧	<ul style="list-style-type: none">競争入札参加資格審査の申請競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロードパスワードの変更・更新	<ul style="list-style-type: none">電子入札の操作電子証明書（ICカード）の利用者登録
どなたでも閲覧できます。	ユーザIDとパスワードが必要です。 （物品等の初めての新規申請では不要です。） ※パスワードが分からない場合は こちら 電子証明書（ICカード）は不要です	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。

(3) 「1 工事等」をクリックしてください。

The screenshot shows the '業務区分の選択' (Business Category Selection) page. The option '1 工事等' (1 Construction, etc.) is circled in red. A red arrow points from this option to a red-bordered box containing the text '「工事等」をクリック' (Click 'Construction, etc.').

2 システムにログインする(2)

(1)「5 ログイン」をクリックしてください。

競争入札参加資格申請受付メインページ (工事)

<p>インターネット申請の手順</p> <ol style="list-style-type: none">1 新規申請(定期)2 新規申請-事業所追加(定期)3 新規申請(追加)4 新規申請-事業所追加(追加)5 ログイン <p>変更用作成</p> <ul style="list-style-type: none">・一時保存データ修正・更新申請書作成(定期)・登録(入力)内容確認・パスワード更新	<p>本申請については、「1. インターネットによる電子申請」とともに「2. 必要書類の提出」をお願いします。 「操作マニュアル(手引)」を熟読した上、定められた期間内に申請してください。</p>
---	--

・ 前画面に戻る際には必ず画面内の「戻る」ボタンか「閉じる」ボタンを使用してください。
・ ご利用の際には操作マニュアル(手引)をご覧ください。

閉じる

(2) ユーザIDとパスワードを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。

ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度	<input type="radio"/> 令和5年・6年
ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="送信"/> <input type="button" value="リセット"/>	

ユーザID ... 業者番号と同じで10桁の数字です。同じ会社で複数の事業所がある場合は、先頭7桁が共通で、下3桁が異なります。

パスワード ... 8桁の英数字です。

3 審査結果の確認 (1)

名簿が有効になると、申請状況のステータスが「審査済」に変わり、申請自治体の審査結果通知書がシステムに表示されます。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 [変更届作成](#)
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 [登録\(入力\)内容確認](#)
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 [パスワード更新](#)

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	審査済	<input type="button" value="ダウンロード"/>
羽生市	審査済	<input type="button" value="ダウンロード"/>
鶴ヶ島市	審査済	<input type="button" value="ダウンロード"/>

各自治体の審査結果通知書は、ダウンロードボタンをクリックして、確認できます。

確認できるのは、令和5年9月1日からです。

競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった入札参加資格審査の結果については下記の通りです。

記

- 1 申請の区分：建設工事請負、設計・調査・測量、土木施設維持管理
- 2 審査結果
建設工事：

申請業種	土木	建築	とび・土工	*****	*****
格付(資格審査数値)	A (***)	B (***)	C (***)		

設計・調査・測量：

業 務	測 量	建築関連コンサルタント	地 質 調査	補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他
入札参加資格の有無 (資格あり=○)	○	○	—	○	—	○

土木施設維持管理：

業 務	道路	河川	苑地	下水道
入札参加資格の有無 (資格あり=○)	○	○	○	○

3 審査結果の確認 (2)

申請した自治体に登録された内容が確認できます。

「登録(入力)内容確認」ボタンをクリックして、確認できます。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 パスワード変更

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	審査済	ダウンロード
羽生市	審査済	ダウンロード
鶴ヶ島市	審査済	ダウンロード

ステータスが「審査済」となった時点で、該当自治体の資格が有効となります。

ステータスは「入力中」「受付済」「審査中」「審査済」と推移します。

ステータスが「受付済」又は「審査中」の時点では、登録(入力)内容が確認できても参加資格は有効ではありません。

第5章 名簿登載後の注意事項について

1 変更申請（変更届）について

入札参加資格者名簿の登載後、登録事項（代表者、所在地等）に変更があったときは、速やかに変更手続きを行ってください。

手続き方法は、埼玉県ホームページに掲載しています。内容を確認の上、手続きを行ってください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）
「現在御案内している申請手続一覧」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

2 登録されている事業所・業種の変更について

(1) 登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当します。

「事業所間の契約権限の変更」については、共同受付窓口へ相談してください。

	令和5・6年度名簿（申請日現在）	申請の内容
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」をB支店へ変更する

契約権限を変更する場合は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等） > 工事等 / 事業所間の契約権限の変更
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

(2) 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、令和5・6年度名簿の有効期間内に、一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することは、登録業種の入替に該当します。

「業種入替」については、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等） > 工事等 / 登録業種の入替
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyu-irekae/irekae-top.html>

埼玉県に申請している場合

1 届出事項について

次に掲げる事項に該当するときは、入札審査課審査担当へ確認の上、速やかに届出てください。

- (1) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- (2) 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）となったとき
- (4) 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
- (5) 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
- (6) 会社更生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- (7) 民事再生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- (8) 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき
- (9) 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき
- (10) 埼玉県内で工事事務等を起こしたとき

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請に当たっては、事前に入札審査課審査担当に相談してください。

3 参加資格の抹消について

(1) 次の事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、埼玉県財務規則第91条の規定及び同規則第102条で準用する同規則第91条の規定により、県の競争入札に参加させないこととされた者となったとき

イ 談合や独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合等で、極めて悪質であると知事が認めるとき

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格である者と認めるとき

エ 金融機関から取引を停止されたとき

オ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき

(2) 次の事項に該当するときは、当該業種・業務について入札参加資格者名簿から抹消します。

ア 「建設工事」にあつては、入札参加資格名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となつてから90日を経過したとき

イ 「設計・調査・測量」の測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから90日を経過したとき

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていないものとなつてから90日を経過したとき

エ 入札参加資格名簿に登録されている業種・業務についての営業を廃止したとき

オ 入札参加資格名簿に抹消について申出があつたとき

(3) 次の事項に該当するときは、入札参加資格名簿から抹消する場合があります。

ア 資格審査申請等の内容に虚偽があつたとき

イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明書を受けられない者となつた場合等、変更届を必要とする事項について届出を怠つたとき

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示		
業種大 コード	業 種 名 略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名 略 称				
01	土木工事業	土木	01	土木一式工事	土木	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く) 注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05-05) ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
			02	農業土木工事	農業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コンクリート 構造物工事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事 注)・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05-03)又は場所打ちくい工事(05-04) ・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロースラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
			04	大口径管工事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管埋設工事(口径がおおむね1m以上のもの)	上水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地すべり防止 対策工事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管渠推進工事	推進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	トンネル工事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニューマチック ケーソン工事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シールド工事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	PC橋梁工事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダム工事	ダム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事
			12	森林土木工事	森林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
02	建築工事業	建築	01	建築一式工事	建一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～05の特殊工事は除く) 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
			02	木造工事	木造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
			03	軽量鉄骨工事	軽鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリート プレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大工	01	大工工事	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左官	01	左官工事	左官	工作物に壁土、モルタル、漆い、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事 注)鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひき工事	ひき	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	くい	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はり工事
			07	地盤改良工事	地盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外構工事	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事			
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電気	01	総合電気設備工事	総合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	発電変電設備工事	発電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名			略 称
			04	電 気 設 備 工 事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	信 号 設 備 工 事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上 下 水 道 施 設 電 気 設 備 工 事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	そ の 他 工 事	そ の 他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管 工 事 業	管	01	給 排 水 設 備 工 事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷 暖 房 空 調 設 備 工 事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
			03	浄 化 槽 工 事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガ ス 管 配 管 工 事	ガ ス 管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
			99	そ の 他 工 事	そ の 他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ ブ ロ ッ ク 工 事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)
			01	鉄 骨 工 事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)既に加工された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
11	鋼 構 造 物 工 事 業	鋼 構 造	02	鋼 橋 梁 工 事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注)既に加工された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄 塔 工 事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事 注)既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門 扉 工 事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	プ ール 工 事	プ ール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造する工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事
			06	鋼 製 タ ン ク 工 事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	そ の 他 工 事	そ の 他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事
			01	鉄 筋 工 事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事
13	舗 装 工 事 業	舗 装	01	舗 装 工 事	舗 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事 注)ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
			01	しゅんせつ工事業	しゅん	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの) 注)陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工工事業の土工工事(05-05)

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
15	板金工事業	板金	01	板金工事	板金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注)板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガラス工事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗装	01	塗装工事	塗装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路面標示工事	路面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋内床面標示工事	屋内床	屋内にコータラインを標示する工事	コータライン標示工事
			99	その他工事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防水工事業	防水	01	防水工事	防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注)法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内装仕上工事業	内装	01	内装仕上工事	内装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床仕上工事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	たたみ工事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふすま工事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	その他工事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事業	機械	01	運搬機器設置工事	運搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレーター設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プラント設備工事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注)・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	プラント設備工事
			03	水処理設備工事	水処理	下水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注)・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
			04	汚泥脱水設備工事	脱水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚泥焼却設備工事	焼却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給排気機器設置工事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 注)建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09-02)	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚排水機器設置工事	揚排水	揚排水機器を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮設備工事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			09	その他工事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名			略 称
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力設備熱絶縁工事	動力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通信	01	有線電気通信工事	有線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気通信工事	無線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情報制御設備工事	情報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	その他工事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造園工事業	造園	01	庭園工事	庭園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事	公園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広場工事	広場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	その他工事	その他	その他の造園工事	
24	さく井工事業	さく井	01	さく井工事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚水設備工事	揚水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	その他工事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建具工事業	建具	01	サッシ工事	サッシ	サッシを取り付ける工事	サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事	シャッター	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付け工事
			99	その他工事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事	取水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事
			02	浄水施設工事	浄水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事
			03	配水施設工事	配水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事
<small>注) 上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03)</small>							
<small>注) 公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01)</small>							
<small>・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02)</small>							
<small>・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)</small>							

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	下水処理設備工事	下水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の処理設備工事(20-03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	下水処理設備工事
			99	その他工事	その他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工事業	消防	01	水消火設備工事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	泡消火設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	不燃性ガス消火設備工事	ガス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	粉末消火設備工事	粉末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	火災報知設備工事	報知	火災報知に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	避難設備工事	避難	避難設備を設置する工事 注)ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02-01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11-01)	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	排煙設備工事	排煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	その他工事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清掃	01	ごみ処理施設工事	ごみ	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し尿処理施設工事	し尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)	し尿処理施設工事
			99	その他工事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解体	01	解体工事	解体	工作物の解体を行う工事 注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。	工作物解体工事

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

別表 2 業種入替第 1 回参加自治体問合せ先

自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1	総務部 入札審査課 審査担当(工事)	048(830)5771(直) 048(830)4914
川口市	〒332-8601 川口市青木 2 - 1 - 1	理財部 契約課 工事契約係	048(258)1237(直) 048(258)6161
本庄市	〒367-8501 本庄市本庄 3 - 5 - 3	企画財政部 財政課 契約検査係	0495(25)1165(直) 0495(22)0602
東松山市	〒355-8601 東松山市松葉町 1 - 1 - 5 8	政策財政部 契約検査課 契約グループ	0493(21)1445(直) 0493(22)4031
深谷市	〒366-8501 深谷市仲町 1 1 - 1	総務部 契約検査課 契約係	048(574)6634(直) 048(573)8250
上尾市	〒362-8501 上尾市本町 3 - 1 - 1	総務部 契約検査課 契約担当	048(775)5116(直) 048(775)9819
戸田市	〒335-8588 戸田市上戸田 1 - 1 8 - 1	総務部 管財入札課 入札担当	048(441)1800 048(432)8521
桶川市	〒363-8501 桶川市泉 1 - 3 - 2 8	総務部 契約管財課 契約・管財係	048(788)4912(直) 048(786)9866
久喜市	〒346-8501 久喜市下早見 8 5 - 3	総合政策部 財政課 契約係	0480(22)1111 0480(22)3319
北本市	〒364-8633 北本市本町 1 - 1 1 1	政策推進部 財政課 契約・検査担当	048(594)5513(直) 048(592)5997
蓮田市	〒349-0193 蓮田市黒浜 2 7 9 9 - 1	総合政策部 契約検査課 契約検査担当	048(768)3111 048(765)1700
日高市	〒350-1292 日高市南平沢 1 0 2 0	総合政策部 管財課 契約検査担当	042(989)2111 042(985)4486
ふじみ野市	〒356-8501 ふじみ野市福岡 1 - 1 - 1	総務部 契約・法務課 契約・検査係	049(262)9010(直) 049(266)6245
鳩山町	〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸 1 8 4 - 1 6	政策財政課 財政・管財・入札担当	049(296)1212(直) 049(296)2594
横瀬町	〒368-0072 秩父郡横瀬町横瀬 4 5 4 5	まち経営課 財政担当	0494(25)0112(直) 0494(23)9349
美里町	〒367-0194 児玉郡美里町木部 3 2 3 - 1	総合政策課 財政係	0495(76)1114(直) 0495(76)0909
神川町	〒367-0292 児玉郡神川町植竹 9 0 9	総務課 庶務担当	0495(77)2114(直) 0495(77)3915
上里町	〒369-0392 児玉郡上里町七本木 5 5 1 8	総務課 管財契約係	0495(35)1234(直) 0495(33)2429
宮代町	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原 1 - 4 - 1	企画財政課 管財担当	0480(34)1111 0480(34)7820

申請書提出前に確認してください

1 申請を希望する自治体・業種は共同受付の対象ですか。

申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している66自治体のうち、19自治体です。

申請できる業種は、自治体ごとに異なります。確認してください。

2 申請する業種に必要な許可や資格はありますか。

必要な要件を満たしていない場合は、当該業種は申請できません。

- (1) 申請する自治体に対して、5業種申請している
- (2) 申請する事業所で、申請する自治体の入札参加資格を得ている
- (3) 申請する事業所で、申請する業種の建設業許可を受けている
- (4) 申請する業種の経営事項審査を受けている
- (5) 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、一部の受注希望工事の申請に必要な資格等を得ている

3 申請書類は全て揃っていますか。期限切れの書類はありませんか。

提出書類（共通書類、自治体別書類）は全て揃っていますか。それぞれのチェックリストで確認してください。

申請日時点で、有効な必要書類が全て揃っていない場合は、申請を受け付けません。

申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（別冊2参照）
申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなります。
申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。